

# 令和5年度愛媛県NPO法人活動助成事業 (団体支援助成)の募集について

## R5.7 愛媛県 県民生活課

県では、地域課題の解決へ主体的に取り組むNPO法人の継続的かつ安定的な活動を支援するとともに、NPO活動の更なる活性化を促進するため、県民や企業、団体等からの寄附を原資とする「あったか愛媛NPO応援基金」を活用し、NPO法人に対する助成を行っています。

このたび、NPO法人の管理運営費又は事業費を助成する「団体支援助成」を、次のとおり募集します。

### 1 助成内容

名称	助成内容	助成金額	助成団体数
団体支援助成	NPO法人の管理運営又は事業活動に要する経費に対する助成	250千円以内 ／1団体	おおむね 10団体

**※同一年度内に協働事業助成(募集済)と団体支援助成の補助金を重複して受けることはできません**

### 2 助成対象団体

- (1) 応募することのできるNPO法人は、あったか愛媛NPO応援基金団体登録要綱に基づき予め基金団体の登録を受けた団体です。登録手続きがお済みでない場合は、事前に登録の申請を行ってください。
- (2) 団体支援助成を過去に5回受けているNPO法人は応募できません。
- (3) 団体支援助成の補助金を受けて行う事業に、他の補助金等(例えば、愛媛県「三浦保」愛基金の補助金、国、民間団体等の設置している助成金等)を重複して充当することはできません。

#### 【登録団体の要件】

愛媛県内に主たる事務所を置き、愛媛県で活動を行っているNPO法人であること等の要件があります。詳細は、愛媛ボランティアネットをご覧ください。県民生活課までお問合せください。

### 3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、NPO法人の管理運営又は事業の実施に際して必要な経費であって、次に掲げるいずれの要件にも該当するものです。

- ① 営利を目的としない助け合い、支え合いの社会貢献活動
- ② 新たに取り組む活動又は既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動

**※事務所の家賃、光熱水費などの管理的経費も補助対象となります。**

また、補助対象経費は、別表「補助対象経費」のとおりです。

### 4 補助対象活動実施期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

### 5 審査方法

民間の委員及び県職員で構成する「えひめ地域協働推進事業選考委員会」において

審査を行い、当該審査結果に基づき知事が決定します。

〔審査のポイント〕

審査項目	審査の内容
公益性	地域社会にとって必要性が高い活動に取り組み、新たな公的サービスの担い手として積極的に活動している団体であること。
適格性 実施体制	補助対象活動の実施体制が十分整備されていると認められる団体であること。
必要性	活動を継続するうえで、補助金の交付が必要であると認められる団体であること。

6 提出書類

①愛媛県NPO法人活動助成事業申込書(別紙1)

②事業計画書(別紙2)

③収支予算書(別紙3)

郵送と併せて電子メールでの資料送付もお願いします

※ 提出書類の様式は、愛媛ボランティアネットからダウンロードできます。

7 募集期間

令和5年8月1日(火)から8月31日(木)【必着：郵送】

8 提出先

愛媛県 県民環境部 県民生活局 県民生活課 県民協働グループ

(〒790-8570)愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL : 089-912-2305 FAX : 089-912-2299

E-mail : kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp

◇愛媛ボランティアネット「あったか愛媛NPO応援基金」

<https://nv.pref.ehime.jp/atakahtml/>

(「あったか基金」で検索してください。)



皆さまからの  
たくさんのご応募  
待ってるけん!

(別 表)

【団体支援助成】

### 補 助 対 象 経 費

◎補助対象経費は、原則として下記の「費目」欄に掲げる経費(管理運営又は事業に要する支出)であって、団体の活動のために直接必要となるものです。

費 目	経 費 の 具 体 例
報 酬	非常勤職員の役務に対する給付
給 料	常勤職員の役務に対する給付
職員手当等	通勤手当、住居手当 等
共 済 費	社会保険料 等 (雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料)
賃 金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金
報 償 費	講演会等の講師に対する謝礼、謝礼品の購入 等
旅 費	研修会等の講師招へい、先進地視察、研修会等参加のための旅費
需 用 費	消耗品費(単価が5万円未満の物品購入など)、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 等
役 務 費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、自動車等のレンタル料、機器等のリース料 等
そ の 他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

・ 領収書により支出が確認できない等、使途が不明なものについては補助の対象になりません。(実績報告書提出の際には、領収書写し等の添付が必要となります。)

・ 上記にかかわらず、以下の経費は補助対象から除きます。

- ・ 役員報酬に要する経費
- ・ 土地の購入に要する経費
- ・ 資格の取得に要する経費
- ・ 販売を目的としたものに係る経費

・ 経費の具体例として掲示している項目はあくまでも例示ですので、具体例以外の経費であっても補助対象経費となる場合があります(詳しくは、県民生活課までお問合わせください)。